



平成 30 年 5 月 15 日

各 位

会社名 菱電商事株式会社
代表者名 取締役社長 正垣 信雄
(コード番号 8084 東証第一部)
問合せ先 総務部長 宇野 悟
(TEL 03-5396-6111)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の行使条件の変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 78 期定時株主総会に、下記のとおり株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の行使条件の変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

このたび、委任型の執行役員制度を導入することに伴い、新株予約権の行使の条件を変更するものであります。

2. 行使条件を変更する新株予約権

- ①菱電商事株式会社第 1 回新株予約権（平成 26 年 5 月 15 日開催の取締役会決議）
- ②菱電商事株式会社第 2 回新株予約権（平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会決議）
- ③菱電商事株式会社第 3 回新株予約権（平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会決議）
- ④菱電商事株式会社第 4 回新株予約権（平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会決議）
- ⑤菱電商事株式会社第 5 回新株予約権（平成 30 年 5 月 15 日開催の取締役会決議）

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
〈前略〉 7. 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日以内に限り、新株予約権を行使することができる。なお、その他の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。 〈後略〉	〈前略〉 7. 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員 <u>のいずれの地位をも</u> 喪失した日の翌日から 10 日以内に限り、新株予約権を行使することができる。なお、その他の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。 〈後略〉

4. 日程

行使条件変更のための株主総会開催日

平成 30 年 6 月 28 日 (木)

行使条件変更の効力発生日

平成 30 年 6 月 28 日 (木)

5. その他

本日、別途「執行役員制度導入及び役員人事に関するお知らせ」を開示しております。

以 上